

開会（8：58）

- 青島分科会長 ただいまより予算決算審査特別委員会市民厚生分科会を開会する。

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

認第16号「平成28年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 青島分科会長 当局の説明に対し質疑・意見のある分科会員の発言を許す。

- 杉田分科会員 幾つかちょっと質問します。

要介護ロボットの件なんですけど、歳入のほうで国のほうから、これが324万円とあるんですけど、この要介護ロボットって、具体的にどんなロボットのことを言っているのか、まず、お聞きします。

それと、あと、ちょっと続けて言いますけど、生活保護者なんですけど、これは、今、実際には増加をしているよということで702人って言った、702件って言ったのかな、とやったと思うんですけど、これに対する生活保護担当の職員の、給与は言ったんですけど人数がちょっとわからないんですけど、それはどうなっているのか。

それから、低所得者の法外援助というところで、204ページのところで主要概要説明の93ページのところにその内容がちょっと書いてはあるんですけど、この低所得という位置づけ、所得が幾らのことを低所得者というのか教えてください。

- 小泉地域包括ケア推進課長 一番最初の御質問ですけど、介護ロボットとはどういうものかということで、基本的にベッドから移乗させる、移乗を手伝うものと、もう一つは、ベッドから起き上がりたい、立ち上がりしたときのセンサーというのは、今回この2種類が介護ロボットとして申請を受けて承認されています。

- 石原地域福祉課長 生活保護の職員に関する御質問でございますけれども、ケースワーカー6名、それから係長で指導員も兼ねておりますけれども、そちらが1名で、合計7名で生活保護困窮者の事業のほうを推進させていただいてございます。

それから、法外のところで低所得者という言葉がついていて、そちらの所得はどうなっているかということでございますけれども、こちら、生活困窮者と同意で使っておりまして、特にそこが幾らだからできないとかということではなくて、生活保護の事業は直接使えないけれども、基本的には生活保護が基本になるんですけども、生活保護の認定を受ける前に緊急を要する場合等に、この法外ということで措置をしているものでございます。

- 杉田分科会員 まず、ロボットのことなんですけど、立ち上がったときのセンサーというのは、ベッドからおりたときに何かシートみたいなのがあって、そこを踏むと何か立ったよとか、そういう。ロボットじゃないね、あれは。

- 小泉地域包括ケア推進課長 先ほどのセンサーですけど、基本的にはベッドから立ち上がったときとかにガードするとか、それ以外に床に落ちる、当然床に落ちる可能性があるもので、そのセンサーということになりますので、具体的にというのはまだこの中では

御説明できないんですけど、そういう立ち上がるときに早く知るとか、あと、施設内の出入り口とか、そういうところにあるセンサーと聞いております。

- 杉田分科会員 そういうセンサーは大事だと思うんですよ。自分の母親も、今、介護施設にいて、いつも立って、ベッドから落っこちちゃったりしたこともあったもので、今立ったよとか勝手に出ていっちゃったよという、今はもう歩けないけど、そういうのが、センサーも、そのロボットの1つだというふうに解釈すればいいと思うんですけど。

あと、介護者が、何かよっこらせとベッドから上げるときにすごく腰の負担が来るといふことで、それを、腰の負担とかそういうものを軽減するようなものが何か、テレビで何かで見たような気がするんで、そのことを言うのかなと思ったんですけど。

- 小泉地域包括ケア推進課長 そのベッドの移乗のときの補助する機械等というのも対象になっています、今回。

○杉田分科会員 それ、何件ぐらい使っているのかしら。この324万円というのは。

○小泉地域包括ケア推進課長 事業所として、4件です。

○杉田分科会員 4件で何個というか、何台というのかね。

○小泉地域包括ケア推進課長 導入事業所箇所は4件というのはわかっているんですけど、一応そこまでしか。

○杉田分科会員 そこまでしかわからない。

○小泉地域包括ケア推進課長 はい。

○杉田分科会員 了解。

先ほど生活保護者702人でいいんですかね、2件というのが。

○小泉地域包括ケア推進課長 はい、人数です。

○杉田分科会員 それに対して職員が臨時を含めて7名ということなんですよ。そうすると、1人当たりの、単純計算じゃないのかもしれないんですけど、700人に対して7名、1人当たり100名を担当しなきゃならないという、これって物すごく職員が負担がすごく重くなっている。

私が、前にもう数年前、五、六年前だと思うんだけど、そのときに1人当たりの担当が70人ぐらいだったんですよ。それに、どんどんどんどん生活保護が多くなっているというそういうニュースは聞いていて、この100人を1人がずっと見ていくというのは、一月で1日何件回った、2件だか3件、程度にもよるのかもしれないけど、すごく大変な重労働になっていて、この人たちの負担が物すごく大きいんじゃないかなと思うんです。その辺は、どのように課長として感じられていて、どんなふうに対策しようとしているんですか。

○石原地域福祉課長 生活保護の体制のことでございますけれども、702人ということで先ほど説明しましたけれども、世帯を基本的には基本に職員配置は考えておまして、510世帯で、一応、今のところ法律の定めた範囲内の職員配置はできてはいます。

ただ、80世帯に1人が基本的には基準となっていて、それを少し、今、超えている状態にはなっておりますので、人員の要望等はしているところでございまして、人員をふやしていく中で、きちっと必要な保護をできるように実施していきたいというふうに考えております。

○杉田分科会員 ぜひ本当に、職員の方のほうにちょっと心配になっちゃうもので、

それをもっと担当者をふやすように、これからも要望していつてもらいたいと思います。

それと、ちょっと1つ、ミニデイの補助を行っているというんですけど、今、焼津市内にはミニデイというのは何件ぐらいあるんですか。

○小泉地域包括ケア推進課長 現在、補助を行っているところは、55カ所。

○杉田分科会員 55。

○小泉地域包括ケア推進課長 済みません、58カ所です。

○杉田分科会員 58カ所。

58カ所に540万円、50だから10万円、大体10万円ぐらいですか。その対象となる事業というのはどういう。全体なのか、そのミニデイの活動の中のどういう事業に対して援助という、何かそういうきまりはありますか。

○小泉地域包括ケア推進課長 その事業のものというか、そこに設置している団体に対してのやっているということの補助と、あと、その登録している人の、ボランティアだとか登録している人の人数によって金額が変わるということで、内容ではなくて、その規模で。

○杉田分科会員 ボランティアの人数による。規模ね。

○小泉地域包括ケア推進課長 はい。

○杉田分科会員 了解です、ありがとうございます。オーケーです。

○秋山分科会員 それでは、概要説明のページのほうでお願いしたいと思うんですが、ちょっと順番に行きたいんですが、その前に、今御説明を聞く中で幾つか不正受給に関する説明があって、それによる未収、返還だとかそういうことがあったんですが、それぞれその背景とか、その後、いろんな事情ももしかしたらあるのかもしれない、先ほど生活保護の、例えばそこに陥らないためのいろんな対策、予防といいますかね、それが必要じゃないかと思われるという説明もありましたので、ちょっと不正受給のことに絡めて御説明いただけますか。

○石原地域福祉課長 不正受給という用語で少し何点か御説明した部分がございますが、まず1点は、生活保護の不正受給の返還金ということでお話ししたかと思います。

こちらは、不正受給という言葉は使っているんですけども、大半が生活保護を受けている方が実は就労したけれども就労した収入を申告しなかったとか、あと、年金を、こちらが把握していない複数の年金をもらっていて、それが発覚したとかというようなものが大半でございまして、そちらが発覚したときに収入認定をしまして、その差額分を返還していただくと、これが生活保護の不正受給として説明したものの大半でございまして。

それから、あと1つ、過年度分で滞納になってございます施設の返還金ということも1件御説明させていただきましたが、こちらは、過去に施設が不正を働いて、そこに給付をしていたケースが、1件なんですけれどもございまして、そちらが不正が発覚して、もう事業所としても取り潰されてみたいな形になって返還を求めているんですけども、その事業所に支払い能力がなくて滞納になっているというようなケースがございます。

以上です。

○秋山分科会員 了解です。

施設に返還を求めるというのは、何か法的な手続のようなことがあるんでしょうか。

○石原地域福祉課長 返還は、もう本来市が支払うべきでないお金をそちらに支払ってしまったために返還を求めたもので、特に法律に、法定のものというわけではないですけども、本来支払うべきではなかったもので返還を求めたということでございます。

○秋山分科会員 了解です。

では、概要のページのほうから行きます。

まず、76ページのところですけれども、76ページ、3つ目でボランティア活動育成事業とありまして、福祉の、これ委託で707万710円とあるんですけども、委託料のこの内訳、あと、ボランティアコーディネーターを配置しているとありますけれども、その活動内容を教えてください。

次に、77ページに行きまして奨学金貸付事業、これがありますけれども、これに貸しつけの条件は何であるか。それから、今貸しつけ者の対象の数を18人と御説明いただきましたけれども、これが多いのか少ないのかとか、また、この貸しつけについては、なかなか厳しい状況にそれぞれの方がいらっしゃると思うので、給付化への検討というものはあるのかどうか教えてください。

次に、同じく77ページですけれども、ウェルシップやいづとほほえみの利用状況が、どこでした。ごめんなさい、ページをちょっと間違えたかな。施設の利用状況、概要説明の中に一覧があったと思うんですけど、ちょっとページがわからなくなっちゃった。

そこで、利用状況を比べましたら、合計の利用者数に照らして、ウェルシップのほうは施設見学が何件かあり、ほほえみのほうはゼロとか、浴室の利用は、ほほえみが利用者に対して割合として非常に高いという差が顕著なんですけれども、その理由はどういうことか、教えてください。

次に、78ページになりますけど自立支援支援事業、生活困窮者自立支援支援事業のところ。ここで、地域福祉課、社会福祉協議会に相談支援員を配置とありますけれども、その相談支援員の方の資格は、どのような資格を持っている方なのか。

それから、ここで相談受けつけ、幾つか報告も267件とありますけれども、そこで障害者の就労支援にも対応しているのか、教えてください。

次に、79ページのところで、住宅確保給付金事業とありますけど、162万8,000円、これ1人当たり約10万円なんですけれども、この10万円は、どのように使われるためのものなのか教えてください。

それから、同じく79ページ、家計相談支援事業とありますけれども、この相談に対応するのはどういった資格を持っている方なのか、消費生活アドバイザー、あるいはソーシャルワーカーのような方なのか、教えてください。

次に、82ページになりますけど、在宅重度心身障害児者援護金支給事業とあります。支給の金額が、対象者にとって6カ月未満と6カ月以上で、6カ月以上の場合には1万2,000円、6カ月未満は6,000円とありますが、この金額が変わる理由というのを教えてください。

次に、85ページになります。

相談支援事業として1,453万6,000円とありますけど、この相談支援事業者、2事業者がやっているということ。どういう事業者か教えてください。

次に、88ページになりますけど、健康長寿を祝う会事業についてです。これは祝う会

の会開催として886万7,000円、長寿祝い金として1,339万2,000円とありますが、この2つの事業について、どのように事業を評価しているのか教えてください。まず、例えば祝う会でしたらば、対象者に対して参加人数がどのぐらいの割合であるか、また、長寿祝い金であれば、対象者に対して何人が受け取りに来たのかということ等を教えてください。

次に、88ページから89ページについてですけど、旧福祉老人センターの解体に向けた準備、調査設計等と概要の説明書にありまして、これが事業費793万2,000円とあって、先ほどの説明で、国への地代、土地借り上げについての支払いも含めたという説明があったので、それが含まれてのこういう金額なのかなと思うんですけど、内訳とその支払い先を教えてください。

次に、93ページです。概要説明書の93ページのところです。

保険給付低所得者利用者負担の軽減ということで、それぞれ対象者、それから、まずこの93ページの②のところは、②のアで対象者延べ何人という説明があり、その次に、これが対象法人に対する補助というふうになっているんですけども、まず、この8つの社会福祉法人はどこか。アのほうでは、直接対象者に届けるような直接給付の形だと思ってしまうんですけども、このイのほうは、どうして社会福祉法人のほうに給付ということになっているのか。それが確実に当事者に届いていることはどのように確認しているのか、教えてください。

それから、健康増進課のところになります。98ページのところに、中ほどです。初期救急医療施設からの転送患者数数が、これ、転送先を見ますと、焼津市立病院、藤枝市立病院、島田市立病院、組合立榛原総合病院とありますが、ここで藤枝市立総合病院が焼津市立病院の約3倍になっているんですけど、それを、この違いの背景は何か教えてください。

次に、99ページの乳幼児対策のところですけど、この中に新生児の聴覚検査は含まれているのかどうか、教えてください。

次に、きょう、ヨシダさんはお休みということなので、もし答えていただければということですが、焼津市の子宮頸がん予防ワクチン接種後副反応医療支援についてが、先ほどの説明でもありましたけれども、今どのような状況に。この平成27年度支払いが103万4,074円、平成28年度が21万4,630円とありますがけれども、どのような形でこういう支払いになっているのか。今、その状況を教えてください。

○石原地域福祉課長 では、秋山分科会員の御質問に1つずつ回答させていただきますが、もし答弁漏れがございましたら、また御指摘いただければというふうに思います。

まず、ボランティアの育成事業費のところの委託料ということでございますけれども、こちらは社会福祉協議会のほうに委託をしてございまして、担当職員2名を配置していただくという人件費をもとに委託料を積算してございます。

それぞれ大井川と焼津のそれぞれのボランティアビューローのところに担当職員を配置して、ボランティア団体の支援をしていただいているということでございまして、日常的な支援、相談等、もちろんしていただいておりますし、あと、事業としましては、ボランティア連絡協議会の開催を、そちらのほうを基本にさせていただく。あと、企業の社会貢献活動の研究会等も組織していただいているというような活動内容になってござ

います。

それから、2点目、奨学資金の貸しつけの関係でございますけれども、こちら条件ということですが、生活に困窮している、困ったよという方で就学に支障があるという方について支給をさせていただいていますが、ただ、ほかの奨学金等をいただいている場合にはちょっとこちらの市のほうの奨学金は対象外とさせていただいているというのが条件となっております。

人数でございますけれども、平成28年度は18名ということになっておりますけれども、実はその前が少し多くなってまして、平成21年ごろから20名、30名みたいな形で少し多い時期がありました。今、少しまた減った状況にはなっております。

それぞれやっぱり厳しい御家庭の方が多ということで、返還は、卒業したりして半年後から返還のほうを基本的にはお願いするんですけれども、経済状況等によって返還を猶予したり、あと、もちろん大学へ進学した場合には猶予するというようなことをさせていただいているところでございます。

それから、生活困窮者の支援の関係でございますけれども、こちらは、基本的には社会福祉士の資格を持った方を、こちら社協に委託をしていますけれども、社会福祉士の資格を持った方に取り組んでいただいているということでございます。

ただ、就労支援につきましては、この事業の中では実施しておりませんで、市のほうで就労支援員という方を雇用してまして、市のほうの直接事業として実施をしています。その方の資格としては、社会福祉士を持った方をお願いしているところでございます。

それから、生活困窮者の事業の住居確保の事業でございますけれども、こちらは、生活に困窮していて住むところの負担ができないよという方についての支援をしているんですけれども、基本的には生活保護を基本にしておりますので、単身世帯であれば1カ月3万7,200円以下、2人世帯で4万5,000円以下ということで、原則3カ月の支援をさせていただいてまして、その間に住むところをきちっとして仕事を見つけていただくとかというような就労活動をしていただくための環境を整えるための事業でございます。そうしますと、平均で1人10万円程度になっているというところでございます。

それから、家計相談員につきましても、恐らく想定されているのがファイナンシャルプランナーとかそういう資格かなとは思いますが、こちら社会福祉士の資格を持った方で、現在、焼津市のほうは対応させていただいているところでございます。

それから、在宅の重度心身障害者の援護金の6カ月、12カ月の違いはということでございますけれども、これは、そういった障害を持つ状態になってから6カ月未満については6,000円、そこから、それ以上はフルの1万2,000円ということでやっておりますけれども、当然、最初になって、6カ月支給日までに6カ月なくて6,000円でも、翌年その方は1万2,000円になるということで、障害を持って最初の支給までの期間で少しその差額分が設けられていると、そういった制度になっているということでございます。

それから、あとは何だ。あと、済みません、相談支援は、2つ、どういうところかということですが、こちらは、1つは焼津福祉会の事業所であるわおんという組織、それから、民間の社会福祉法人の事業所である、ウェルシップの横にございますけれども、あかつきという事業所、この2事業所を相談支援事業所として指定して

いるところでございます。

あと、ウェルシップとほほえみの関係の利用、こちら、利用状況の何を知りたいんですか。

○秋山分科会員 利用者数がウェルシップのほうが年間大体2万ぐらいだったかな、ほほえみが3万だったでしょうか、大体。それで、それに対応して、例えば入浴のほうが、その数が、利用がほほえみのほうが随分多くて、ウェルシップのほうが非常に少ない。そういった違いというのがどういう背景なのかということです。

○石原地域福祉課長 済みません、ちょっとそちらについては明確に分析はしてはございませんけれども、私も両方のお風呂とか何度か見たことはございますけれども、確かに大井川のほう、ほほえみのほうは割と盛況な感じがいたしまして、ファンの方が多いのかなという気はしています。

施設見学なんかも違いはございますけれども、やはりこちらも総合福祉会館のほうがやっぱり大きな施設でもございますし複合型にもなっているということで、いろんな見学、福祉関係者、それから他市の方のそういった見学があるのかなというふうに推測はしているところございまして、基本的には規模の違いで多少の利用者の違いはあるとは思いますが、市民の方の利用の実態としてはそんなに大きな違いはないのかなというふうには考えております。

○小泉地域包括ケア推進課長 まず、健康長寿を祝う会の出席者ですけど、平成28年度、対象者が1万9,865人、参加者が7,170人で、参加率は36.1%となっています。

次に、商品券の配布ですけど、対象者が1万3,767人、受け取りの方が1万1,683人、受け取り率は84.9%となります。

次に、旧福祉老人センターの支出の内訳、予算の内訳なんですけど、土地の借り上げ料が392万563円です。相手が静岡財務、財務部です。それから、設計の委託料が326万2,572円です。あとは、その他の維持管理の費用となっています。あとの維持管理の費用は74万8,830円となります。

以上です。

○鈴木健康政策課長 それじゃ、秋山分科会員の98ページの二次救の関係で、転送の患者が藤枝さんのほうが多いんじゃないかということですけども、済みませんけれども、細かい分析はしておりませんけれども、初期救から二次救への転送ということですので、初期救急というのは、開業医の先生であったり、救急医療センターでの受診の患者さんが、重症だということで二次救急病院、焼津、藤枝、島田、榛原のほうに転送されますということは、受け入れ先の診療科の状況によって転送先の病院が違ってくるのではないかというふうに、済みません、今思いますけれども、分析のほうはしておりません。

それから、99ページの乳幼児の関係での新生児の聴覚のスクリーニングの関係ですけども、あれは平成29年度から、今年度からの事業ですので、平成28年度のほうには決算としては載っておりません。

それと、あと、子宮頸がんについてですけども、その方につきましては、平成29年の5月に国の認定がされました。昨年度までの補助の内容につきましては、国の基準のとおり医療費と医療手当ということでうちのほうから支給しています。ですから、国が認定されたと同じような手当を、認定される前にも支給していたということです。

以上です。

- 山本介護保険課長 社会福祉法人等による利用者負担の軽減についてなんですけれども、こちらにつきましては、介護保険のサービスを提供する社会福祉法人が利用者様のサービス料を軽減するということに対しての補助金になりますので、法人より実績報告が上がってきまして、それに対して補助金交付ということになりますので、利用者様には、その実績報告をもって軽減がなされていることは確認ができるというようにやっております。

御質問にありました8法人なんですけれども、市内外の社会福祉法人なんですけれども、名称につきまして申し上げますと、東益津福祉会、嬰育会、厚生会、こちらが市内の事業者様です。それから、富水会、清承会、鳳会、駿府葵会、七恵会という以上の8事業者となります。

以上です。

- 秋山分科会員 先ほど、旧福祉老人センター解体に向けた準備、調査設計等について御説明いただきましたけれども、ここで設計326万幾らとありましたが、これは解体のためのお見積りということなんですか。
- 小泉地域包括ケア推進課長 解体のための委託設計です。
- 秋山分科会員 あと、その前に健康長寿を祝う会事業のところ、祝う会のほうが参加者の割合36.1%、長寿祝い金に関しては84.9%とあったんですけれども、この商品券のほうで、職員の方が窓口で対応されたということになると思うんですけれども、例えば大井川のほうでしたら、窓口の業務のうち1,000件ぐらいこの商品券の受け渡しの業務がカウントされていて、物すごく業務量として負担が大きいのではないかとということも想像されるんですけれども。それで、この事業については、毎年、やり方は、祝い金の配付の方法については、対象とか、それは組みかえられてきたりとかしてきた経緯があるんですけど、私も一般質問でやりましたけど、同僚の議員もこういった事業について見直しをしていってどうかということが取り上げられたと思います。例えば、今回、寄附として高齢者対策の基金に4万幾らかの寄附があるとさっき御説明があったんですけれども、例えば、その基金の目的はどういうことで設定されているのか、ちょっと関連して教えてもらえますか。
- 小泉地域包括ケア推進課長 まず、最初に、商品券の交付の状況で仕事が過労になっているんじゃないかということなんですけど、この大井川のほうでは、一日事務所のほうをちょっと借りて交付させていただいたことがあります。あとは、各ところには、全ての焼津市内の公民館。焼津公民館だけはアトレ庁舎なので地域包括ケア推進課の窓口で交付しましたが、各棟に分散してやるということと、その後、まだ受け取りをしていない方については、また対象をやっていただきますけど、仕事が分散するような形で一応考えてはいます。

それと、高齢者の対策基金の考え方なんですけど、それは、今回の一般質問でも回答はされているように、高齢者の将来、その高齢者に対する各事業についての、高齢者が増加することによってそういう負担がふえるということが見込まれていますので、そのために使うということでその基金は設置されていますので、そのために使う予定でいます。



○秋山分科会員 この基金、具体的に施設整備のためだとか何であるとか、そういうことが定められているわけではないということですよね。それでいいと思うんですけど。

例えば、この本当に健康長寿を祝う会事業を合計すると2,600万幾ら、2,700万円ぐらいですかね、になるんですが、これが毎年毎年行われて、それでこのまま継続していいのかというのは、今回の決算のこと、数字を見て改めて思ったんですけども、ぜひ検討していただきたいと、これは、質問ではなく意見です。

以上です。どうもありがとうございます。

○村松副分科会長 それでは、二、三お聞きします。

概要報告書の88ページです。

88ページのほうの(3)の外国人高齢者福祉手当支給事業の対象人数2人、事業費26万4,000円、これ、わかりました。これ、どういうことだか、もう少し説明をお願いしたいということ。

それと、89ページのミニデイサービス事業です。実施個所、先ほど杉田分科会員が開催場所の個数が58個と聞いていただきまして、ここには書いてあります。

それと、542万円となっているんですけども、ここの平均回数の把握はしていますかということをお聞きします。

それと、ミニデイサービスの中で、ここの支援事業費が高いところと低いところ、これはどうなっていますかということをお聞きします。

それと、もう一個、確認ですけど、88ページに戻りまして、旧福祉老人センターの解体ということで今お話を聞きましたけれども、これはもう一遍、いつまでにできるのか、解体しちゃうのか、ちょっと確認をお願いします。

以上です。

○小泉地域包括ケア推進課長 先に、まず、外国人の高齢者の方で手当を支給している方というのは、年金が、法律が支給される以前からいたんですけど、年金を支給される対象にならない人、そういう人がいて、その方は、なぜかという、掛ける年数がもともと足りなくなっちゃうから、だから、そういう人は年金の対象者にならないということで、そういう外国人の方が何名かいる。そういう方で今現在、まだ、もうすごい高齢の方なんですけど、2名いるということです。

そして、旧福祉老人センターの、まず解体のほうの話なんですけど、予定では、今年度本体を除く周辺の構築物を撤去しまして、来年度、本体を撤去して全体を更地にするという計画になっています。

済みません。済みません、それから、ミニデイサービスのほうで多いところと少ないところがあると、それはどういうことかということなんですけど、ミニデイサービスの交付の考え方があります。

まず、基本額というのがあるんですけど、それが20人以下だと6万円、21人から30人以下だと8万円、31人以上だと10万円という基本額があるんですけど、それに加算の計算もあります。

加算の計算というのは、先ほど少し御説明しましたが、ボランティアの登録数が10人以上の場合だとか、あと、1回当たりの開催時間が4時間以上の場合、それから、月2回以上開催するという場合について加算されます。ただし、上限がありまして、上限

は10万円になりますので、だから一番多いところは10万円で、8万円、6万円が一番低いところというふうになると思います。

あと、開催回数については把握しているか、個別の計画はあるんですけど、ちょっと平均で幾つというのは把握していないんですけど、何回どこが開催するかという計画があって、それをいただいて補助を出しています。

以上です。

○村松副分科会長 ありがとうございます。

福祉老人センター、結局、平成30年度の末、平成31年3月には全てが解体し建物があそこからなくなるということがわかりました。

その後、今、東海財務だと思うんですけども、ここ、借地していると思いますけれども、その後の予定というのは現時点でどうなっているんですか。

○小泉地域包括ケア推進課長 現予定では、東海財務に返却する予定でいます。

○村松副分科会長 ありがとうございます。

それと、ミニデイサービスなんですけど、私の第3自治会のミニデイサービス、ほとんど私、顔を出させてもらって現場にいます。最初から最後までいて、終わりの挨拶もして帰ってくるんですけども、この条件で十分承知していたんですけど、ただ、ボランティアさんたちが年々やっぱり高齢化しちゃっているんですよね。そういう状況があって。うちのところは、聞いていくと市内でも活発なほうで月1回やっているんですけど、非常に参加者も多くて和気あいあいとして、いろんな保健師さんが来てくれたり公安の人たちが来てくれたり、いろんなことをやっているんですけども、やはり、受け皿が年々、市中心地というのは高齢化率が高いですので、そういう状況があるものですから、ぜひ現場の意見を吸い上げてもらうように意見交換する場所を設けてもらいたいというふうに第一に思いますので、そのアフターフォローをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○齋藤分科会員 1点教えてもらいたいと思います。

老人クラブの関係、さわやかクラブでよろしいですか。それで、参加している団体がどのくらいあって、また、参加しない団体については何か理由があって入らないのか、その辺の関係について。

また、参加していない団体へのフォロー的な何かそういった対応をしているかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○小泉地域包括ケア推進課長 老人クラブのほうは、平成28年度になりますけど58クラブで、参加している人数は、その時点では2,220人というのを承知しています。

最近、クラブが脱退したり参加の人数が減っているというのは承知しています。

ただ、原因として考えているのは、いろいろな情報が手に入るということと、自分たちの趣味が多様化しているということ、それから、以前は60歳から老人クラブに入っているんですけど、もう最近では、もうかなりお年になってから入るという方もいらっしゃると思います。そういうようないろんな原因がありまして、ちょっと人数が減っているというふうに思っています。

老人クラブに参加している単位クラブなんですけど、55クラブになります。さっき58

と言いました。済みませんでした。

- 松本分科会員 健康維持のためにいろいろな施策をしていると思うんですよ。今、見せていただきました。予防接種や、そういうのをやっているんですが、その利用者というのか参加者というのか、それが非常に少ない、率が少ないんですが、そのその辺をこれからどうして受けてもらうようにしていくのか、その辺の施策を考えていたらお願いします。

それから、順番を間違えるかもしれないけど、障害者タクシーの件ですが、一時、焼津市の、名前は言えない、あるタクシー会社が障害者のタクシーをやめちゃったでね。それで、利用していた方が困っちゃって、これからどうしていこうというようなことで非常に相談なんかありました。そういうのが全部充足したというんですか、そういうふうになっているのかどうか教えてください。

それから、ボランティアを社協でやっているということですが、前にもちょっとお聞きしたんですが、災害時のときには全部ボランティアは社協で受け入れるわけだね。そのときに社協としてと役所のほうとしてと一緒に、訓練と言うとおかしいですが、そういうような、非常のときにどうしようというような相談というんですか訓練というか、そういうのをやっておられるかどうか、その3つ教えてください。

- 鈴木健康政策課長 最初の検診の関係になりますけれども、がん検診というのが一般質問で出ましたけれども、県内の受診率の中で高いほうじゃない。そういう中で、市長のほうからGTP会議というものがございまして、その中にごん検診推進部会というのがあります。その中の構成が、市立病院と医師会と行政になっておりますので、その中でこれからがんの検診の受診率を上げましょうという話をしている最中です。そういう中で出てきているのが、検診を受けやすくしましょうということで、例えば検診、もう既にやっているんですけれども肺の集団検診、これ、やるのが昼間だけだったのが、夜の8時ですか。7時だけか。7時か。夜、ちょっと遅い時間までやりましょうということをやりに始めております。

それとか、あと総合検診とって、肺と胃がんだったか。子宮がんと肺か。各がんの検診をそれぞれ別々の日に受けるんじゃないかと、セットで受けることができるように、子宮がんと胃、何でしたっけ。子宮がんと何だった。子宮と乳がんと胃と肺か。そういう3つのがん検診を一遍に受けられるような、そういう日を設けましょうということで検討して、それについては現在実施している状況になります。

あと、今、がんのことを言いましたが、あと、特定検診につきましては、各地域に各自治会の推薦を受けられました保健委員さんがいらっしゃいますので、保健委員さんと協議をしながら受診率の向上については毎年協議をして受診促進について作戦を練っているところです。

以上になります。

- 小泉地域包括ケア推進課長 先ほど松本分科会員のほうから障害者のタクシーというお話だったんですけど、介護タクシーの話でよろしいでしょうかね。

- 松本分科会員 はい。

- 小泉地域包括ケア推進課長 市内のある業者がやめるということで、それで11月に連絡が入って、それから市のほうとしても、その業者と話をしたり、それで、それから、

あと、実際には各ケアマネさんが、介護タクシーを必要な人を皆さん持っていますので、その人たちが藤枝の志太交通とか、それとか、あと、個人でやっている介護タクシーの事業者がありまして、そのこのところとお話をしたり。あと、それと、考え方としては、まず先に必要な人からというふうに考えてもらったので、その人たちからやっていって、実際には介護タクシーじゃなくて普通のタクシーでも対応できるような人はそういうふうにするということで、皆さんが対応してくれました。

3月の終わりの段階で、市のほうで、その状況を各ケアマネさんに、ケアマネジャーに調査した結果では、もうほとんどあと数人だけだということで、対応する人が。実際にはその人たちも、毎回使うのではなくて半年に1回使う人とかそういう人もいるのでということで、4月になって、正直な話、どういことが起きるかってうちのほうも心配していたんですけど、それについては、各ケアマネさんの努力とか利用者の方の判断、それで、今の段階は、まだ介護タクシーの量は少ないかもしれませんが、市のほうに直接その苦情があるという状況ではないので、ちょっと収まっているような状態だと思っています。

以上です。

○石原地域福祉課長 災害時のボランティアの関係でございます。こちら、松本分科会員御指摘のとおり、災害時には社協のほうにボランティアの受け入れの体制等を整えていただくこととなります。そちらにボランティア本部みたいなものを立ち上げるんですけども、実は、先日の防災訓練にあわせて社協のほうでその立ち上げ訓練のほうをしていただきました。市のほうで、そちらのほうを支援していかなきゃとは思っていますけれども、前回の訓練については市との合同訓練という形で実施できなかったものですから、御指摘のとおり、市のほうも関与した訓練の形ができないか、関係、危機管理部等とも協議をしていければというふうに思っております。

○松本分科会員 了解しました。

今、私、最初にいろんな健康維持のために予防接種をやったり、あるいはがん検診をやったりということをやっていますが、非常に受診率、参加率というのか、それが低いものだから、病院のほうもなるだけそういうのをやって、まず予防して医者にかからないように。そうすれば、保険料も保険も使わなくなるというようなことでやっていると思うものですから、なかなか徹底するには大変だと思うんですが、ぜひ、なるだけ、せっかくやっているものですから受診、受診と言わず受講と言うだか、率を上げていただきたいなど、そんなふうに思います。

それから、障害者のタクシーという、介護タクシー、非常に困った状態になったなと思ったんですが、一生懸命いろんなところに手配していただいて何とかあったというんですが、これも資格が要るらしいですよ、タクシーの、介護タクシーをやるには。だから、なかなか難しい問題だと思うんですが、これからふえてくるんじゃないかなと、利用する人が。だから、ある程度、市のほうでも補助的なものがあるのか、相談に乗るようなことをしてやらないとますます減ってきちゃうんじゃないかなと、そんなふうに思います。

それから、あと、ボランティアですが、この間の震災のところへ行くと、非常に、いつでもあるそういう災害じゃないものですから、戸惑ったとかなんとかというのがあります。

ます。ぜひ、先進例をお聞きしながら充実した組織をつくっていただきたいなど、そんなふうに思います。

以上で終わります。

○青島分科会長 質疑・意見を打ち切る。

以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。

以上で当分科会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで予算決算審査特別委員会市民厚生分科会を閉会とする。

閉会（11：00）